

「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果（概要）

【調査概要】

- 1 調査目的
都市行政問題研究会（人口概ね25万人以上の82市議会議長により構成）の平成28・29年度テーマ「都市における広域連携のあり方」における調査研究に資するものとして、加盟市における広域連携制度の活用状況、広域連携の現状と課題、取組等を調査することを目的に実施
- 2 調査対象
都市行政問題研究会加盟82市（平成28年4月1日現在）
- 3 調査方法
調査票を加盟市へ発送（メール送信を含む。）するとともに、全国市議会議長会ホームページ内の都市行政問題研究会該当ページに掲載
- 4 調査実施期間
平成28年11月21日（月）～平成28年12月16日（金）
- 5 調査票回収結果
回収市数 82市／82市 回収率 100%

【調査結果目次】

- I 広域連携制度の活用状況について（P1～69）……………1
これまでの広域連携制度（事務の委託、一部事務組合等）の活用状況、連携中枢都市圏・定住自立圏の取組状況等
- II 広域連携の現状と課題について（P70～79）……………2
広域連携の取組に対する国・都道府県による財政措置等の活用状況、広域連携の課題及び問題等
- III 広域連携に関する基本条例等について（P80～81）……………2
広域連携に関する基本条例等
- IV 加盟市議会における取組について（P82～91）……………3
地方自治法第96条第2項による広域連携に関する計画の策定等の議決事件の追加、広域連携に関し、議会として関与した取組の事例等

平成29年2月7日

都市行政問題研究会

I 広域連携制度の活用状況について (P1~69)

問1 これまでの広域連携制度(事務の委託、一部事務組合等)の活用状況 (P1~3)

地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく広域連携の仕組み(協議会、機関等の共同設置、事務の委託、一部事務組合、広域連合)は、加盟82市において何らかの形で設置(総数614件)。このうち、一部事務組合が最も多く236件となっている。【図1参照】

問2 新たな広域連携制度(連携協約、事務の代替執行)の活用状況(P4~6)

平成26年の自治法改正により創設された連携協約制度及び事務の代替執行制度に基づく新たな広域連携の仕組みは、加盟82市のうち20市において設置。

問3 連携中枢都市圏形成に向けた取組状況(P7~26)

連携中枢都市圏は、全国で17圏域(平成28年10月現在)が形成されており、加盟82市のうち18市がすでに形成しており、5市は形成するための手続きの過程にある。【図2参照】

問4 連携中枢都市圏構想推進要綱の内容(P27~29)

連携中枢都市圏構想推進要綱において、圏域内の関係者の意見を幅広く反映させるために定められた連携中枢都市圏ビジョン懇談会は、加盟82市のうち22市において設置。懇談会は、産業、大学・研究機関、金融機関等の幅広い分野の構成員からなっている。

問5 新たな広域連携促進事業の委託団体事業内容(平成26~28年度)(P30~62)

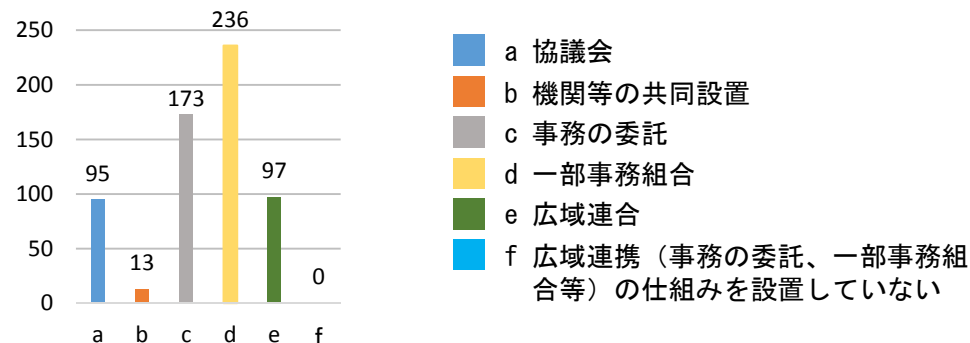
連携中枢都市圏の形成等の地方公共団体間の新たな広域連携の促進を図ることを目的として、総務省が決定した平成26年度から3ヶ年にわたる広域連携促進事業の委託団体は、加盟82市のうち33市において該当。取組内容は、連携中枢都市圏形成を目指す圏域におけるものが一番多くなっている。

問6 定住自立圏構想の取組状況(P63~69)

定住自立圏は、全国で112圏域(平成28年10月現在)が形成されており、加盟82市のうち6市がすでに形成しており、76市は形成する予定はない。形成している6市は、取組により効果があつた分野として、医療、産業振興、合同研修・人事交流等をあげている。【図3参照】

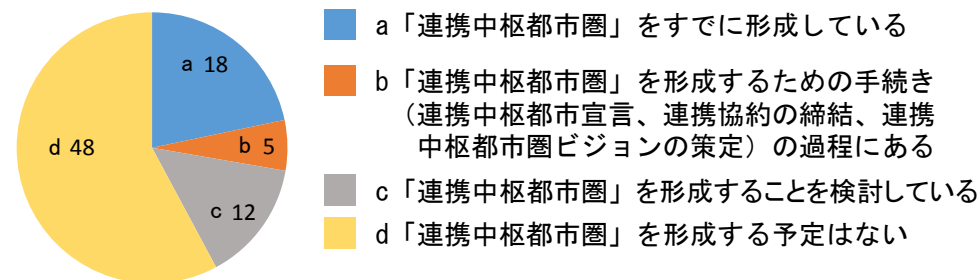
【図1】

問1 これまでの広域連携制度(事務の委託、一部事務組合等)の活用状況(P1)(複数回答有)



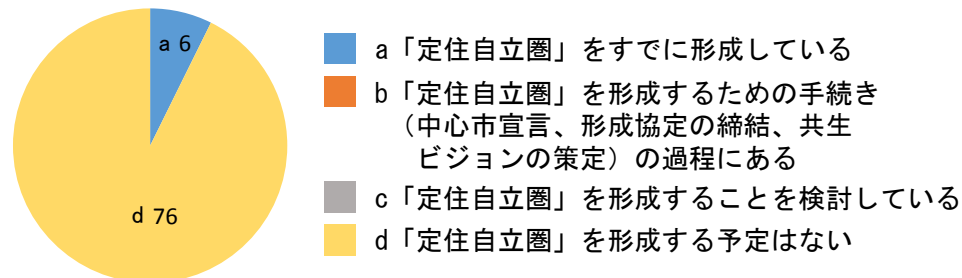
【図2】

問3 連携中枢都市圏形成に向けた取組状況(P7)(複数回答有)



【図3】

問6 定住自立圏構想の取組状況(P63)



II 広域連携の現状と課題について(P70~79)

問7 広域連携における都市の組織体制(P70)

広域連携に関する政策・施策を所管する部署は、加盟82市のうち77市において設置。77市は、広域連携全体を管轄する部署（総務企画部門）のほか、分野ごとに所管部課を設置。

また、加盟82市における一般会計予算の平均額（平成28年度）は、前年度比減であるのに対し、広域連携に関する予算の平均額（同）は、前年度比増となっている。

問8 広域連携における住民に対する周知等の状況(P71)

広域連携における住民に対する周知等は、加盟82市のうち61市において実施。市のHPによる広報及び市政だより等において周知している。

問9 広域連携の取組に対する国・都道府県による財政措置等の活用状況(P72~76)

広域連携の取組に対する国・都道府県による財政措置等は、加盟82市のうち26市が、連携中枢都市圏及び定住自立圏の取組等に対し普通交付税及び特別交付税等の財政措置を受けている。なお、加盟82市は、国・都道府県による財政措置等の有無にかかわらず、国・都道府県により対応して欲しい支援メニューとして、更なる財政措置の強化、広域連携を希望する市町村への情報提供等をあげている。

【図4参照】

問10 都市における広域連携の課題及び問題(P77~79)

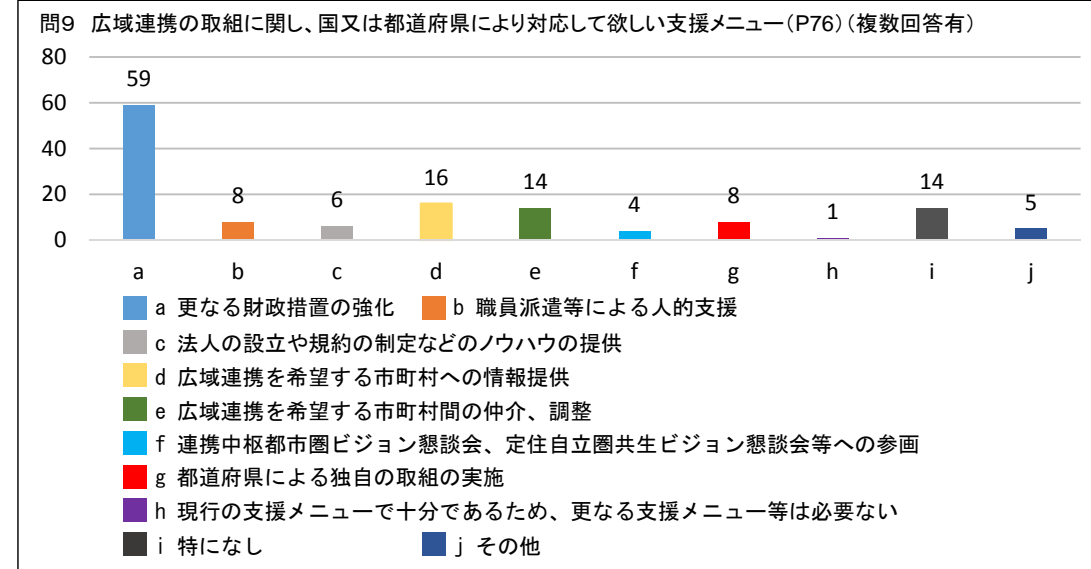
広域連携に関する政策・施策について、加盟82市のうち56市において課題及び問題があるとしており、この56市は、各団体の意見調整に時間がかかる、単独で行うよりも事務処理に時間がかかる、専任の担当者がいないため事務局を設置している団体の負担が大きい等の課題及び問題をあげている。【図5参照】

III 広域連携に関する基本条例等について(P80~81)

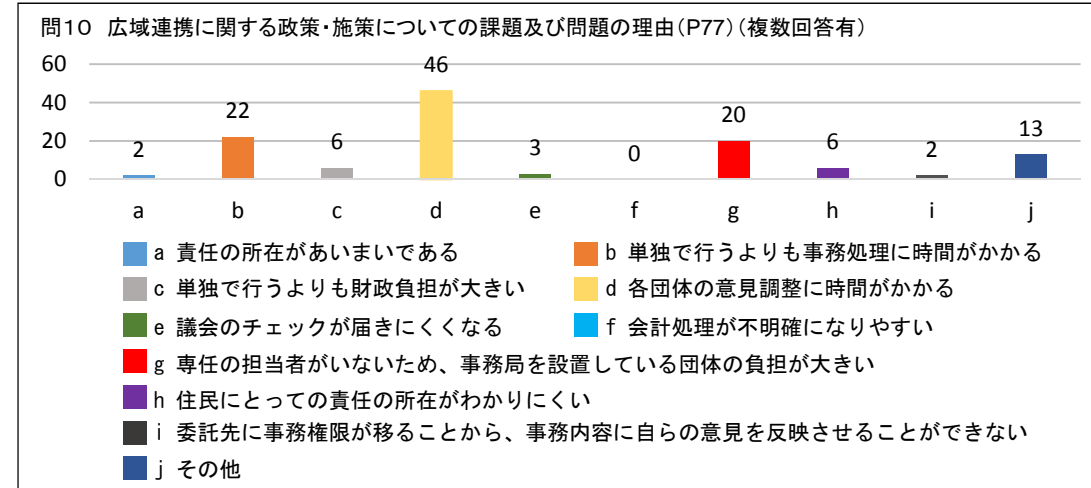
問11 広域連携に関する基本条例の制定(P80~81)

加盟82市は、広域連携に関する基本条例を制定していないものの広域連携計画、マスタープラン、近隣市との協議会及び首長同士の定期的な会談等の方法で広域連携の考え方を示している。

【図4】



【図5】



問12 議員又は委員会提案による広域連携に関する政策的条例の制定(P81)

加盟82市は、議員又は委員会提案による広域連携に関する政策的条例を制定していない。

IV 加盟市議会における取組について (P82~91)

問13 地方自治法第96条第2項による広域連携に関する計画の策定等の議決事件の追加 (P82)

地方自治法第96条第2項の規定により、広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加している市は、加盟82市のうち4市あり、その内容は、連携中枢都市圏及び定住自立圏の協定等の締結、変更又は廃止に関するものとなっている。【表1参照】

【表1】 問13 広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加している4市 (P82)

市名	追加した議決事件名
旭川市	市が定住自立圏形成協定の締結若しくは変更をし、又は当該協定の廃止を求める旨の通告をすること
下関市	定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成方針の策定、変更または廃止に関すること
	連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏形成方針の策定、変更または廃止に関すること
高松市	定住自立圏形成の締結若しくは変更又はこれを廃止する旨の通告
高知市	定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は定住自立圏形成協定の廃止を求める旨の通告

問14 地方自治法第96条第2項による広域連携に関する計画の策定等以外の広域連携に関する議決事件の追加 (P83)

問13以外で、条例で広域連携に関する付議事件を議決事件に追加している市は、加盟82市のうち4市あり、その内容は、定住自立圏の形成協定の議決に関するものとなっている。【表2参照】

【表2】 問14 問13以外で、条例で広域連携に関する付議事件を議決事件に追加している4市 (P83)

市名	条例の名称	付議事件名
函館市	函館市定住自立圏形成協定の議決に関する条例	定住自立圏形成協定の締結について
山形市	山形市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例	定住自立圏形成協定締結、変更、廃止
長岡市	長岡市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例	定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨を市長が通告すること
徳島市	定住自立圏形成協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> 定住自立圏形成協定を締結すること 定住自立圏形成協定を変更し、又は廃止する旨の合意をすること 定住自立圏形成協定の廃止を求める旨の通告をすること

問15 広域連携に関する議会からの提言・要望等(P84)

平成24年1月1日以降、議会からの提言・要望等の提出等について、加盟82市のうち1市が常任委員会の要望事項の中で連携中枢都市圏に関する事項をあげている。

問16 常任委員会における広域連携に関する所管事務調査(行政視察)(P85~87)

平成24年1月1日以降、常任委員会の広域連携に関する所管事務調査について、加盟82市のうち21市が行政視察を含む所管事務調査内容等をあげている。

問17 特別委員会における広域連携に関する政策・施策等の審査等(P88~89)

平成24年1月1日以降、特別委員会の広域連携に関する政策・施策等の審査等について、加盟82市のうち11市が審査、調査、研究の内容等をあげている。

問18 広域連携に関する意見書・決議の可決(P90)

平成24年1月1日以降、加盟市議会における広域連携に関する意見書・決議について、加盟82市のうち2市が可決した意見書の件名・可決年月日をあげている(決議は回答なし)。

問19 広域連携に関し、議会として関与した取組等の事例(P91)

広域連携に関し、議会として関与した取組等について、加盟82市のうち5市が周辺の議会と行う協議会、連絡会及び議長会等の取組をあげている。【表3参照】

【表3】問19 広域連携に関し、議会として関与した取組等を行っている5市(P91)

市名	広域連携に関し、議会として関与した取組等の事例
盛岡市	平成27年1月に、盛岡広域の3市5町の議会を構成団体とする盛岡広域8市町議会議長会を設置し、毎年会議を開催して共通する行政課題等について研修及び意見交換を行っている。
金沢市	制度的な取り組みからできたものではないが、平成8年から「石川中央都市圏議会連絡会」を組織しており、加盟している議会は、連携中枢都市圏を構成している4市2町と同じである。この連絡会では、議長同士が共通する行政課題に関しての意見交換を年2回行っているほか、年1回、加盟している全議員を対象にして共通する行政課題についての講演会を実施している。
広島市	1 大都市税財政・地方創生対策特別委員会の調査研究項目として「地方創生への取組」を掲げ、広島広域都市圏(連携中枢都市圏)の取組について調査研究を行っており、この取組に関連する予算や、近隣の23市町とそれぞれ連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結するための議案を可決している。 2 同特別委員会で、理事者から報告を受けた「主要事業に関する国への要望」の中で、広島広域都市圏の取組に対する地方財政措置の充実を掲げ、市長・議長の連名により、国への要望活動を行っている。
福岡市	福岡都市圏議長会 福岡都市圏の9市8町の市議会、町議会の議長で構成されており、年に1回定期総会を行うとともに、行政に関する専門的知識の習得と情報交換を通じて、各市町の連携を深め、もって福岡都市圏広域行政の推進に資するため、福岡都市圏共通の行政課題をテーマに、毎年、先進地への視察研修会を実施している。
長崎市	広域行政に係る協議会を近隣2町の議会と毎年開催している。